

令和5年第3回廿日市市議会（第2回定例会）条例新旧対照表

議案第48号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第49号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第50号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	1 1
議案第51号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	2 3
議案第52号	廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例	2 5
議案第53号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 7
議案第54号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	2 9
議案第55号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	3 1

議案第48号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) (削る) (削る)	附 則 1・2 (略) <u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u> <u>4 前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、従事した日1日につき4,000円）とする。</u>

議案第49号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
執行機関	事 務		執行機関	事 務	
(略)			(略)		
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		(新設)		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
執行機関	事 務	特定個人情報	執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの	1 市長	廿日市市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前
	<u>サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの</u>		
<u>4 市長</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>5 市長</u>	<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>6 市長</u>	<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>7 市長</u>	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であ</u>	<u>外国人生活保護関係情報、廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する情報、廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に關す</u>	

改正後			改正前
	<u>って規則で定めるもの</u>	<u>る情報（以下「重度心身障害者医療関係情報」という。）又は廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>	
8 市長	<u>国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
9 市長	<u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
10 市長	<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
11 市長	<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に</u>	<u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精</u>	

改正後			改正前
	<u>よる後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、重度心身障害者医療関係情報、ひとり親家庭等医療関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
12 市長	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
13 市長	<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの</u>	
14 市長	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	

改正後			改正前
	<u>関する事務であって規則で定めるもの</u>		
15 市長	<u>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
16 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
17 市長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
18 市長	<u>廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する</u>	<u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若し</u>	

改正後			改正前
	<u>事務であって規則で定めるもの</u>	くはその算定の基礎となる情報（以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「 <u>医療保険給付関係情報</u> 」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「 <u>住民票関係情報</u> 」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
19 市長	<u>廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
20 市長	<u>廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「<u>児童扶養手当関係情報</u>」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
21 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定め</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関す</u>	

改正後			改正前
	<u>るもの</u>	<u>る情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u>	

改正後	改正前
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u> 3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略) <u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける</u>	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____ _____当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税<u>若しくは市民税に充当し</u>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に<u>充当する</u>_____。 3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 (略) (新設) <u>2 前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける

改正後	改正前
日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法等) 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により</u>徴収する。 2 (略) 3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u> (個人の市民税の納税通知書) 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収する場合にあつては特別徴収の方法により</u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収する場合にあつては特別徴収の方法により</u>徴収されないこととなつた日以後に	日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 3 前2項_____の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法_____) 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて</u>徴収する。 2 (略) (新設) (個人の市民税の納税通知書) 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び_____<u>県民税額の合算額</u>_____ (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて<u>徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて</u>徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて<u>徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて</u>徴収されないこととなつた日以後に

改正後	改正前
到来する納期) の数で除して得た額とする。 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。 (1)・(2) (略) 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 (略) 5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、	到来する納期) の数で除して得た額とする。 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。 (1)・(2) (略) 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 (略) 5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、

改正後	改正前
当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務ある者に限る。以下この項において同じ。</u>）を通じて、当該異動により <u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により</u> 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により <u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により</u> 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により <u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により</u> 徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。 6 <u>特別徴収の方法により</u> 個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により <u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により</u> 徴収する。 （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により <u>納入しなければならない。</u> （給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により <u>徴収されないこと</u>	当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務ある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。 6 <u>特別徴収の方法によつて</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。 （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 <u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。</u> （給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこと

改正後	改正前
となつた場合には____、特別徴収の方法により____徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により____徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には____直ちに、普通徴収の方法により____徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の通知により____変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが<u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。</u>)である場合には____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合)には____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。 (1) (略)	となつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては<u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</u> 2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて</u> ____当該納税者の未納に係る徴収金に充当する ____。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 ____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合)においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。 (1) (略)

改正後	改正前
(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。 (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は法第321条の8第1項、第2	(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。 (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて _____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する _____。 (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は法第321条の8第1項、第2

改正後	改正前
項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 2～4 （略） 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 6～16 （略） （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につ	項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。 2～4 （略） 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント_____（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。 6～16 （略） （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間につ

改正後	改正前
いては、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。 3・4 （略） （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ （略） エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 （2）・（3） （略） （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	いては、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。 3・4 （略） （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ （略） エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 （2）・（3） （略） （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式 による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

改正後	改正前
2～4 (略) 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。 2 (略) 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～15 (略)	2～4 (略) 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。 2 (略) 附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～15 (略)

改正後	改正前
<u>16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) <u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u> 13 (略) 14 (略) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因と	(新設) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) (新設) 12 (略) 13 (略) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因と

改正後	改正前
なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が<u>優良住宅地等</u>のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （1）・（2） （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 （略）	なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が、<u>優良住宅地等</u>のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （1）・（2） （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 （略）

○廿日市市都市計画税条例（昭和42年条例第6号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 1～13 （略） 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、 <u>第39項若しくは第46項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 15～17 （略）	附 則 1～13 （略） 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項 <u>若しくは第39項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 15～17 （略）

議案第 5 2 号

廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市宮島訪問税条例（令和 3 年条例第 1 号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（更正及び決定の通知等） 第18条 法第686条第 4 項の規定による宮島訪問税の更正又は決定の通知、法第688条第 7 項の規定による宮島訪問税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第689条第 5 項の規定による宮島訪問税の重加算金額の決定の通知は、その旨を記載した通知書により行う。	（更正及び決定の通知等） 第18条 法第686条第 4 項の規定による宮島訪問税の更正又は決定の通知、法第688条第 6 項の規定による宮島訪問税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第689条第 5 項の規定による宮島訪問税の重加算金額の決定の通知は、その旨を記載した通知書により行う。

議案第 5 3 号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 3 号）【第 1 号関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	（保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

○廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）【第２号関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定地域型保育の取扱方針） 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	（特定地域型保育の取扱方針） 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

議案第54号

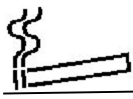
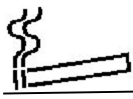
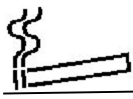
廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （5） 建築関係				別表（第2条関係） （5） 建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
(略)				(略)			
特殊建築物等の敷地の位置の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	特殊建築物等の敷地の位置の許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
建築物の容積率の特例認定	1件	<u>2万7,000円</u>	<u>1申請をもって1件とする。</u>	(新設)			
(略)				(略)			
特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
高度地区における建築物の各部分の高さの許可	1件	<u>16万円</u>	<u>1申請をもって1件とする。</u>	(新設)			
(略)				(略)			

改正後	改正前
（急速充電設備） 第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1） 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。 ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの イ 分離型のものにあつては、充電ポスト （2） その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。 （3）～（5） （略） （6） コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 （7） コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。 （8）～（10） （略）	（急速充電設備） 第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう 以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1） 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 （新設） （新設） （2） その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。 （3）～（5） （略） （6） 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 （7） 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。 （8）～（10） （略）

改正後	改正前												
(1) (略) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。</u>） <u>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u> 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6・7 (略) <u>別表第7 削除</u>	(1) (略) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（<u>併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u>） (新設) 5 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6・7 (略) <u>別表第7（第24条関係）</u> <table><tr><th><u>表示の種類</u></th><th><u>図記号</u></th><th><u>色</u></th></tr><tr><td><u>禁煙である旨の表示</u></td><td></td><td><u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u></td></tr><tr><td><u>火気厳禁である旨の表示</u></td><td></td><td><u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u></td></tr><tr><td><u>喫煙所である旨の表示</u></td><td></td><td><u>記号は黒、地は白</u></td></tr></table>	<u>表示の種類</u>	<u>図記号</u>	<u>色</u>	<u>禁煙である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>	<u>火気厳禁である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>	<u>喫煙所である旨の表示</u>		<u>記号は黒、地は白</u>
<u>表示の種類</u>	<u>図記号</u>	<u>色</u>											
<u>禁煙である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>											
<u>火気厳禁である旨の表示</u>		<u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u>											
<u>喫煙所である旨の表示</u>		<u>記号は黒、地は白</u>											